

議案第5号

守口市附属機関条例の一部を改正する条例案

守口市附属機関条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市附属機関条例の一部を改正する条例

守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
第1条 略					第1条 略				
(設置)					(設置)				
第2条 略					第2条 略				
(1) 略					(1) 略				
名称	担任する事 務	委員			名称	担任する事 務	委員		
		定数	構成	任期			定数	構成	任期
略					略				
守口市 立保育 所の民 間移管 に伴う 保育所 ・認定 こども 園運営 者選考	略				守口市 立保育 所の民 間移管 に伴う 保育所 ・認定 こども 園運営 者選考	略			

委員会				
守口市 子育て 支援セ ンター 運営委 員会	子育て支援 センターの 運営につい ての調査審 議に関する 事務	18人 以内	1 学識経験者 2 関係市民団 体の代表者 3 医療関係団 体の代表者 4 保育所及び 幼稚園の代表 者 5 関係行政機 関の職員 6 その他市長 が適当と認め た者	2年
略				
(2) 略				
以下 略				

委員会	
略	
(2) 略	
以下 略	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。